

重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業のご案内

横浜市では、重度の障害がある方を対象に、入院時のコミュニケーションを支援する事業を実施しています。

この事業は、意思疎通に支援が必要な場合に、コミュニケーション支援員を入院先（精神科病院及び精神科病棟を除きます。）に派遣し、医療機関のスタッフとご本人との円滑なコミュニケーションをサポートするものです。

1 この事業を利用できる方

横浜市内在住の小学生以上の障害児・者で、次の(1)～(4)のすべてにあてはまる方。ただし、重度訪問介護で入院中のコミュニケーション支援を受けられる場合を除きます。

(1) ア～ウのいずれかに該当する方

ア 65歳に達するまでに、四肢機能障害1・2級の身体障害者手帳を取得した方、又はこれに準ずる方

イ 知的障害の判定を受けている方

ウ 65歳に達するまでに、精神障害を有した方

(2) 意思疎通を円滑に図ることの難しい方（申請時に、別途定めた要件に該当するか確認します。）

(3) 障害福祉サービス等を利用している方

(4) 入院先の医療機関の了解を得られる方

2 コミュニケーション支援員の業務

ご本人と医師・看護師等との円滑な意思疎通を支援するため、診察時や病室等で利用者の主訴等を伝えるなど、コミュニケーションをサポートします。

※ 診療報酬の対象となるサポートや、買い物の代行などは、対象外です。

3 コミュニケーション支援員になれる人

日常にご本人の支援に関わっているヘルパー、通所先の職員、グループホームの職員、入所施設の職員（療養介護の事業所を除きます。）、地域活動ホームの職員 等

4 利用時間数

1回の入院につき、150時間まで。（日数の制限はありません。）

5 利用者負担額

なし。（市外の病院に派遣する場合は、支援員派遣の交通費を負担していただく場合があります。）

6 登録申請先

お住まいの区の福祉保健センターで、手続きをしてください。

7 利用方法

(1) 事前登録（緊急入院の場合、入院時に登録して利用することも可能です。）

① 普段利用している事業者・施設等に、コミュニケーション支援員として派遣をお願いできるか確認し、承諾をもらってください。

② 承諾が得られたら、区福祉保健センターの窓口に事前に登録申請をしてください。（登録、利用に必要な書類は、区福祉保健センターにあります。）

(2) 入院した時

③ 病院にコミュニケーション支援員が入ることについて、病院の許可をもらってください。

④ 登録事業者・施設等にコミュニケーション支援員の派遣を依頼してください。

⑤ 「利用開始届」を、区福祉保健センターに提出してください。

(3) 退院した時

⑥ 「利用終了届」を、区福祉保健センターに提出してください。

<各区 福祉保健センター>

区	所在地	窓口	担当	電話番号	FAX
鶴見	〒230-0051 鶴見中央3-20-1	高齢・障害支援課	障害者	510-1847	510-1897
		こども家庭支援課	障害児	510-1839	510-1887
神奈川	〒221-0824 広台太田町3-8	高齢・障害支援課	障害者	411-7114	324-3702
		こども家庭支援課	障害児	411-7113	321-8820
西	〒220-0051 中央1-5-10	高齢・障害支援課	障害者	320-8417	290-3422
		こども家庭支援課	障害児	320-8402	322-9875
中	〒231-0021 日本大通35	高齢・障害支援課	障害者	224-8165	224-8159
		こども家庭支援課	障害児	224-8199	
南	〒232-0024 浦舟町2-33	高齢・障害支援課	障害者	341-1141	341-1144
		こども家庭支援課	障害児	341-1148	341-1145
港南	〒233-0003 港南4-2-10	高齢・障害支援課	障害者	847-8459	845-9809
		こども家庭支援課	障害児	847-8457	842-0813
保土ヶ谷	〒240-0001 川辺町2-9	高齢・障害支援課	障害者	334-6384	331-6550
		こども家庭支援課	障害児	334-6353	334-6393
旭	〒241-0022 鶴ヶ峰1-4-12	高齢・障害支援課	障害者	954-6128	955-2675
		こども家庭支援課	障害児	954-6117	951-4683
磯子	〒235-0016 磯子3-5-1	高齢・障害支援課	障害者	750-2416	750-2540
		こども家庭支援課	障害児	750-2439	
金沢	〒236-0021 泥亀2-9-1	高齢・障害支援課	障害者	788-7849	786-8872
		こども家庭支援課	障害児	788-7772	788-7794
港北	〒222-0032 大豆戸町26-1	高齢・障害支援課	障害者	540-2237	540-2396
		こども家庭支援課	障害児	540-2320	540-2426
緑	〒226-0013 寺山町118	高齢・障害支援課	障害者	930-2433	930-2310
		こども家庭支援課	障害児	930-2432	930-2435
青葉	〒225-0024 市ヶ尾町31-4	高齢・障害支援課	障害者	978-2453	978-2427
		こども家庭支援課	障害児	978-2457	978-2422
都筑	〒224-0032 茅ヶ崎中央32-1	高齢・障害支援課	障害者	948-2316	948-2490
		こども家庭支援課	障害児	948-2321	948-2309
戸塚	〒244-0003 戸塚町16-17	高齢・障害支援課	障害者	866-8463	881-1755
		こども家庭支援課	障害児	866-8468	866-8473
栄	〒247-0005 桂町303-19	高齢・障害支援課	障害者	894-8068	893-3083
		こども家庭支援課	障害児	894-8959	
泉	〒245-0024 和泉中央北5-1-1	高齢・障害支援課	障害者	800-2485	800-2513
		こども家庭支援課	障害児	800-2448	
瀬谷	〒246-0021 二ツ橋町190	高齢・障害支援課	障害者	367-5715	364-2346
		こども家庭支援課	障害児	367-5703	367-2943

■ 事業に関するお問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害自立支援課(福祉給付係) 電話:(671)3891 FAX:(671)3566